

香川県報



第 30 号

平成 16 年

4月16日(金曜日)

目次

（印は、県法規集掲載事項）

ページ

告 示

- 新たに生じた土地を確認した旨の届出（二件） （自治振興課） 一
- 字の区域に編入する旨の届出（二件） （ " " ） 二
- 香川県土地利用基本計画の一部変更の要旨の公表 （環境・水政策課） 三
- 生活保護法の規定による医療扶助担当機関の指定 （健康福祉総務課） 三
- 身体障害者福祉法の規定による事業者の指定 （障害福祉課） 三
- 知的障害者福祉法の規定による事業者及び施設の指定 （ " " ） 四
- 児童福祉法の規定による事業者の指定 （ " " ） 四
- 地方公営企業法施行令の規定による収納事務の委託 （県立病院課） 四
- 道路の区域変更 （道路保全課） 五
- 道路の供用開始 （ " " ） 五
- 道路の位置指定（四件） （建築課） 五
- 落札者等の公示 （情報政策課） 六
- 土地改良区連合の役員の退任の届出 （土地改良課） 六
- 基本測量の実施の通知 （土木監理課） 七
- 基本測量の終了の通知（二件） （ " " ） 七
- 開発行為に関する工事の完了 （都市計画課） 七

教育委員会公告

○総合評価一般競争入札の実施

地方労働委員会告示

○香川県地方労働委員会あつせん員候補者の異動

正 誤

○平成十六年四月九日（香川県報第九一二二二二号）目次中訂正

告 示

●香川県告示第二百六十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定により、丸亀市の区域内に新たに生じた次の土地を確認した旨、丸亀市長から届出があった。

平成十六年四月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

位 置	面 積
丸亀市広島町市井字東通二五〇の二、二五〇の五及び二五〇の六の地先の公有水面埋立地	一、五九二・八六平方メートル
丸亀市本島町小阪一三九三の一、一三九三の二及び一三九四の地先の公有水面埋立地	一二、一五九・九二平方メートル
丸亀市富士見町二丁目九九七の八、九九七の一四、九九七の一五五、九九七の一九九、九九七の二〇〇、九九七の三八四、九九七の四〇〇、九九七の四一八、九九七の四一九、九九七の四二八、九九七の四三八、九九九の三〇、九九九の三一及び九九九の五五の地先の公有水面埋立地	一、四〇三・四八平方メートル
丸亀市本島町笠島字西ノ浦七二九の二、七三一、七三二、七三七、七三八、七三九の二、七四〇の二及び七四三の地先の公有水面埋立地	七二三・二五平方メートル
丸亀市本島町笠島字西ノ浦七四五の二、七四六の二及び七四七の地先の公有水面埋立地	七七四・〇九平方メートル

●香川県告示第二百六十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定により、土庄町の区域内に新たに生じた次の土地を確認した旨、土庄町長から届出があった。

平成十六年四月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

位 置	面 積
小豆郡土庄町伊喜末字赤崎一の二、一の三及び一の三四並びに小江字赤崎三六の三、三六の八、三六の一四から一七まで及び三六の二九の地先の公有水面埋立地	五、三六四・一三平方メートル

●香川県告示第二百六十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、次の表の下欄に掲げる土地を当該上欄に掲げる字の区域に編入する旨、丸亀市長から届出があった。

平成十六年四月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

上 欄	下 欄
丸亀市広島町市井字東通	丸亀市広島町市井字東通二五〇の二、二五〇の五及び二五〇の六の地先の公有水面埋立地
丸亀市本島町小阪	丸亀市本島町小阪一三九三の一、一三九三の二及び一三九四の地先の公有水面埋立地
丸亀市富士見町二丁目	丸亀市富士見町二丁目九九七の八、九九七の一四、九九七の一五五、九九七の一九九、九九七の二〇〇、九九七の三八四、九九七の四〇〇、九九七の四一八、九九七の四一九、九九七の四二八、九九七の四三八、九九九の三〇、九九九の三一及び九九九の五五の地先の公有水面埋立地

丸亀市本島町笠島字西ノ浦

丸亀市本島町笠島字西ノ浦七二九の二、七三二、七三二、七三七、七三八、七三九の二、七四〇の二及び七四三の地先の公有水面埋立地

丸亀市本島町笠島字西ノ浦七四五の二、七四六の二及び七四七の地先の公有水面埋立地

●香川県告示第二百七十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、次の表の下欄に掲げる土地を当該上欄に掲げる字の区域に編入する旨、土庄町長から届出があった。

平成十六年四月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

上 欄	下 欄
小豆郡土庄町小江字赤崎	小豆郡土庄町伊喜末字赤崎一の二、一の三及び一の三四並びに小江字赤崎三六の三、三六の八、三六の一四から一七まで及び三六の二九の地先の公有水面埋立地

●香川県告示第二百七十一号

国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第十四項の規定により香川県土地利用基本計画（計画図及び計画書）の一部を平成十六年三月二十六日変更したので、同項において準用する同条第十三項の規定によりその要旨を次のとおり公表する。

平成十六年四月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 計画図の変更
 - 1 変更に係る地域の名称
 - 高松都市地域
 - 丸亀都市地域

香南都市地域
さぬき森林地域

2 変更区域

別図のとおり

(「別図」は、省略する。)

二 計画書の変更

計画書1土地利用の基本方向の(2)土地利用の原則の①都市地域の号中「市街化区域」都市計画法第七条第一項による市街化区域をいう。以下同じ。)又は「を削り、同号ア中「市街化区域」を「用途地域」に改め、同号イを削り、同号ウ中「市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域における用途地域内の土地利用については、市街化区域における土地利用に準ずるものとし、」を削り、同号中ウをイとする。

計画書2五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針の(1)都市地域と農業地域とが重複する地域から(4)都市地域と自然保全地域とが重複する地域までの項中「市街化区域及び」を削る。

三 計画書変更の適用日

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七条の区域区分の廃止を内容とする同法第二十条第一項の規定による都市計画決定の告示の日とする。

四 計画図及び計画書の閲覧

この告示による変更後の計画図及び計画書は、香川県環境森林部環境・水政策課及び各市町国土利用計画法所管課に備え置いて平成十六年五月十七日から閲覧に供する。

●香川県告示第二百七十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十六年四月十六日

指定年月日	名 称	開 設 者	所 在 地
平成一六、四、一	さくま調剤薬	有限会社さくま	仲多度郡琴平町七五三番地四
		香川県知事 真 鍋 武 紀	

平成一六、四、五	京町薬局どき	ま調剤薬局	丸亀市土器町東一丁目二二番地五
	店	会社	

●香川県告示第二百七十三号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二三十三号)第十七条の四第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十六年四月十六日

指定事業所番 号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇〇一 〇〇〇〇三一 一七	居宅介護支援センターみとよ荘 三豊郡高瀬町佐股乙四四三番地一	社会福祉法人鶴足津福祉会 綾歌郡宇多津町浜五番丁五三番地一	平成十六年四月一日	身体障害者居宅介護

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県告示第二百七十四号

知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十五条の五第一項及び第十五条の十一第一項の規定により、指定居宅支援事業者、指定知的障害者更生施設及び指定特定知的障害者授産施設を次のとおり指定した。

平成十六年四月十六日

指定事業所番 号	事業所又は施設の名称及び所在地(設置の場所)	申請者(設置者)の名称及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇〇二 〇〇〇〇三一	居宅介護支援センターみとよ荘	社会福祉法人鶴足津福祉会	平成十六年四月一日	知的障害者居宅介護

香川県知事 真 鍋 武 紀

一七	三豊郡高瀬町佐股 乙四四三番地一	綾歌郡宇多津町浜 五番丁五三番地一			
三七〇〇〇二 〇〇〇二五一 三五	もえぎの里 木田郡牟礼町大字 原三二五番地一	社会福祉法人もえ ぎの会 木田郡牟礼町大字 原三二五番地一	平成十六年 四月一日	知的障害者短期 入所	
三七〇〇〇二 〇〇〇一三三 二一	丸亀さんさん荘 丸亀市土器町東四 丁目一番地	社会福祉法人うぶ すな会 丸亀市土器町六丁 目八七番地	平成十六年 四月一日	知的障害者入所 更生施設(通所 事業)	
三七〇〇〇二 〇〇〇〇七三 一五〇一	竜雲少年農場分場 高松市仏生山町甲 三二〇七番地二	社会福祉法人竜雲 学園 高松市仏生山町甲 三二一五番地	平成十六年 四月一日	知的障害者入所 更生施設(分場)	
三七〇〇〇二 〇〇〇二六五 三九	知的障害者通所授 産施設かりん園 仲多度郡満濃町大 字吉野四三〇〇番 地二二	社会福祉法人鶴足 津福祉会 綾歌郡宇多津町浜 五番丁五三番地一	平成十六年 四月一日	知的障害者通所 授産施設	
三七〇〇〇二 〇〇〇〇九三 二九	香川県ふじみ園更 生寮 綾歌郡飯山町東坂 元三六六七	香川県 高松市番町四丁目 一番一〇号	平成一六年 四月一日	知的障害者入所 更生施設(通所 事業)	

●香川県告示第二百七十五号
児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の十第一項の規定により、指
定住宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十六年四月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所 番号	事業所の名称及び 所在地	申請者の名称及び 主たる事務所の 所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇〇三 一〇〇九七一 二三	児童デイサービス すまいる 善通寺市生野本町 一丁目九番一五号	特定非営利活動法 人子育てネットく すくす 善通寺市金蔵寺町 一〇四四番地二	平成十六年 四月一日	児童デイサービ ス
三七〇〇〇三 一〇〇九八一 二一	三木指定児童デイ サービス事業所木 田郡三木町大字平 木一〇五番地五	社会福祉法人三木 町社会福祉協議会 木田郡三木町大字 氷上三一〇番地	平成十六年 四月一日	児童デイサービ ス
三七〇〇〇三 〇〇〇二五一 三四	もえぎの会 木田郡牟礼町大字 原三二五番地一	社会福祉法人もえ ぎの会 木田郡牟礼町大字 原三二五番地一	平成十六年 四月一日	児童短期入所

●香川県告示第二百七十六号

地方公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三号)第二十六条の四第一項の規定に
基づき、平成十六年四月一日から、次の者に香川県立中央病院地下駐車場及び香川県立中
央病院北駐車場の使用料の収納事務を委託した。

平成十六年四月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

名称 香川警備保障株式会社
住所 高松市木太町一七二一五

●香川県告示第二百七十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次
のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年四月十六日から同年五
月七日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年四月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路 線 名 衣掛郷東線（百七十五号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更		備 考
	前後別	敷地の幅員 (メートル)	
高松市鬼無町藤井三三八番二地先から 高松市飯田町字大暮一三八四番一 地先まで	前	六・二 ） 三八・二	二五〇
	後	五・二 ） 二二・〇	二五〇
			河川改修工事及び地方 特定道路整 備事業完了 に伴う旧橋 梁等の廃止

●香川県告示第二百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年四月十六日から同年五月七日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年四月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路 線 名 田面富田西線（二百六十四号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
さぬき市大川町大字南川字横峰一七二二番地先から さぬき市大川町大字南川字横峰一七三六番一 地先まで	八・八 ） 三四・〇	三五五	平成十三年 香川県告示 第三十七号 で変更した 区域

四 供用開始の期日 平成十六年四月十六日

●香川県告示第二百七十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十六年四月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指 定 番 号 坂土指道 第十四号
 - 二 指 定 年 月 日 平成十六年三月三十一日
 - 三 指 定 道 路 の 位 置 綾歌郡綾歌町富熊字沖一〇四〇一八及び一〇四二
 - 四 指 定 道 路 の 幅 員 と そ の 延 長 幅 員 四・九〇メートル
延 長 六 七・七 五 米 ー ト ル
- 関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県坂出土木事務所総務課において閲覧に供する。

●香川県告示第二百八十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十六年四月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指 定 番 号 坂土指道 第一号
- 二 指 定 年 月 日 平成十六年四月六日
- 三 指 定 道 路 の 位 置 綾歌郡飯山町川原字鎌田一一六七―五
- 四 指 定 道 路 の 幅 員 と そ の 延 長 幅 員 四・五〇メートル
延 長 八 四・〇 〇 米 ー ト ル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県坂出土木事務所総務課において閲覧に供する。

●香川県告示第二百八十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十六年四月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定 番号 建築指道 第一号
- 二 指定年月日 平成十六年四月八日
- 三 指定道路の位置 香川郡香川町大字浅野字岡ノ上六三番一及び五七番一
- 四 指定道路の幅員とその延長 幅員 六・〇メートル
延長 六四・一メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課において閲覧に供する。

●香川県告示第二百八十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十六年四月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定 番号 建築指道 第二号
- 二 指定年月日 平成十六年四月八日
- 三 指定道路の位置 香川郡香川町大字浅野字上浅野八〇六番一
- 四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・七メートル
延長 一四・三八メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課において閲覧に供する。

公 告

●香川県公告第二百一十号

特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第十七条の規定により、次のとおり落札者等を公示する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年条約第二十三号）の適用を受けるものである。

平成十六年四月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 業務の名称 香川県庁舎映像情報システム運用業務
- 二 落札決定日 平成十六年三月三十日

三 落札者の氏名及び住所 香川テレビ放送網株式会社 坂出市京町一丁目六番三七号

四 落札金額 四八、六〇四、五〇〇円

五 契約方式 一般競争入札

六 入札公告日 平成十六年二月十七日

七 担当課 郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県政策部情報政策課総務・IT推進グループ 電話番号〇八七―八三二―三二四〇

●香川県公告第二百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十四条において準用する同法第十八条第十六項の規定により、新川沿岸土地改良区連合から役員の退任について次のとおり届出があった。

平成十六年四月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の種類	氏 名	住 所	退 任 年 月 日
理 事	藤川 正則	木田郡三木町大字鹿伏三四番地	平成一六、三、一二
〃	佐藤 敬一	高松市亀田町五四番地三	〃
〃	三好 通	前田東町九七一番地四	〃
監 事	山田 章	〃	四三七番地一

●香川県公告第二百三号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第三項に基づき公示する。

平成十六年四月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 作業種類 基本測量（機動連続観測測量）
- 二 作業期間 平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで
- 三 作業地域

観音寺市

●香川県公告第二百四号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次の基本測量を平成十六年三月二十五日終了した旨の通知があったので、同条第三項に基づき公示する。

平成十六年四月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 作業種類

基本測量（二万五千分の一地形図修正測量）

二 作業期間

平成十五年四月十一日から平成十六年三月二十日まで

三 作業地域

高松市

丸亀市

坂出市

善通寺市

観音寺市

さぬき市

東かがわ市

小豆郡 内海町

木田郡 三木町

香川郡 塩江町

綾歌郡 綾上町

仲多度郡 琴南町

三豊郡 高瀬町

田町

土庄町 池田町

牟礼町 庵治町

香川町 香南町 直島町

綾南町 国分寺町 綾歌町 飯山町 宇多津町

満濃町 琴平町 多度津町 仲南町

山本町 三野町 大野原町 豊中町 詫間町 仁尾町 豊浜町 財

●香川県公告第二百五号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次の基本測量を平成十六年三月三十一日終了した旨の通知があったので、

同条第三項に基づき公示する。

平成十六年四月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 作業種類

基本測量（機動連続観測測量）

二 作業期間

平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで

三 作業地域

観音寺市

●香川県公告第二百六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年四月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

坂出市府中町字大坪谷一五七七―三の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

坂出市府中町一一六七番地一五

松本 大輔

教育委員会公告

●香川県教育委員会公告第二号

次のとおり総合評価一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県会計規則（昭和三十九年香川県規則第十九号。以下「規則」という。）第百六十六条の規定により公告する。

平成十六年四月十六日

香川県教育委員会

一 入札に付する事項

1 件名及び数量 生涯学習情報提供システムによるサービス提供業務 一式

- 2 調達案件の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 委託期間 契約締結日から平成十七年三月三十一日までとする。
以後一年ごとに自動更新し、平成二十二年三月三十一日までとする。

4 入札方法
入札者は、入札書を含む提案書等を提出すること。必要書類の種類及び部数については入札説明書による。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 入札参加資格

次に掲げる要件を満たすものであること。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、本公告日現在 A 級に格付けされている者であること。

3 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止の措置を受けていない者であること。

4 本公告の日から過去五年以内に、国（公社、公団等を含む。）、県又は他の地方公共団体と同規模又はそれ以上のシステム開発の契約を締結し、当該契約を完結又は履行中であることの実績の有無を証明した者であること。

三 入札に要求される事項

入札に参加を希望する者は、二及び仕様書に掲げる要件を満たすことを証明する書類を平成十六年四月三十日午後五時までに四の1の(2)の場所に提出し、当該書類に関する説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出された書類を審査した結果、当該契約を履行することができると認められた者に限り入札の対象とする。

四 提案書等の提出及び入札等

1 提案書等の提出

(一) 提案書等を持参する場合

(1) 日時 平成十六年六月三日午後一時から二時まで

(2) 場所 天神前分庁舎二階会議室（高松市天神前六番一号）

(二) 郵送又は信書便による入札 可とする。ただし、郵便による送付とし書留親展のものに限る。

(1) 受領期限 平成十六年六月二日午後五時

(2) 送付先 郵便番号七六〇―八五八二 高松市天神前六番一号天神前分庁舎 香川県教育委員会事務局生涯学習課総務・生涯学習推進グループ

(三) 提案書等のすべての書類が揃っていない場合は失格とする。

2 入札

(一) 日時 平成十六年六月三日午後二時

(二) 場所 天神前分庁舎二階会議室（高松市天神前六番一号）

(一) 日時 平成十六年四月二十三日午後二時

(二) 場所 天神前分庁舎二階会議室（高松市天神前六番一号）

五 落札者の決定方法

県が設定する予定価格に百五分の百を乗じて得た金額の範囲内の価格で入札した者であつて、仕様書記載の要件をすべて満たし、かつ、別記の生涯学習情報提供システムによるサービス提供業務に係る落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）により得られた各項目の加点の合計が最も高い者を落札者とする。

六 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札保証金及び契約保証金 規則第百五十二条各号に該当する場合は免除

3 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札及び規則第百七十一条各号に掲げる場合における入札は、無効とする

4 入札又は開札の取消し又は延期

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

5 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から五日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。ただし、契約書を郵便等により送付する場合その他やむを得ない事由がある場合は、この期間を延長することができる。

6 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

7 契約書作成の要否 要

8 問い合わせ先 郵便番号七六〇―八五八二 高松市天神前六番一号 天神前分庁舎

香川県教育委員会事務局生涯学習課総務・生涯学習推進グループ

電話番号〇八七―八三二―三七七一

9 その他 詳細は、入札説明書及び仕様書による。

別記

生涯学習情報提供システムによるサービス提供業務の委託に関する落札者決定基準

項番	評価の要素	要件	評価基準	加点基準	加点の上限
1	業務委託にかかる経費	必須	月額650,000円(消費税及び地方消費税含む)以内である。	入札価格×1.05—350,000 300,000	40 ×40
2	設計開発の基本要件	必須	仕様書に示された要求をすべて満たし、かつ、その実現方法が提案されている。	実現方式について具体的かつ的確に示されており、その内容に創意工夫があり優れている。	20
3	システムの機能要件	必須	仕様書に示された要求をすべて満たし、かつ、その実現方法が提案されている。	利用者等の使いやすさに配慮した、より有効な方針及び手法が提案されており、その内容が優れている。	90
4	管理・運用業務の要件	必須	仕様書に示された要求をすべて満たし、かつ、その実現方法が提案されている。	実現方式について具体的かつ的確に示されており、その内容に創意工夫があり優れている。	45
5	ハードウェア要件	必須	仕様書に示された要求をすべて満たし、かつ、その実現方法が提案されている。	実現方式について具体的かつ的確に示されており、その内容に創意工夫があり優れている。	5
6	開発推進計画	必須	仕様書に示された要求をすべて満たし、かつ、その実現方法が具体的に提案されている。		
	総 計				200

地方労働委員会告示

●香川県地方労働委員会告示第一号

香川県地方労働委員会あつせん員候補者のうち次のとおり異動があつた。

平成十六年四月十六日

香川県地方労働委員会会長 細川 進

委嘱

氏名	蓮井 進	生年月日	昭和二十三年十月二日	現職	香川県地方労働委員会事務局長	経歴	香川県議会議事局長	住所	木田郡三木町大字池戸二七七八―三	電話番号 連絡先	〇八七―八 九一―〇五 四三(自宅) 〇八七―八 三一―三七 二一(地労委)	委嘱 年月日	平成十六年 四月六日
----	------	------	------------	----	----------------	----	-----------	----	------------------	-------------	---	-----------	---------------

解任

氏名	山本 八朗	解任年月日	平成十六年四月六日
	加藤 文雄	解任年月日	平成十六年四月六日

正 誤

平成十六年四月九日(香川県報第九一二二号) 目次申訂正

一ページ	上段	正	児童福祉法の規定による保育士試験の実施に関する事務を行わせる者の指定
		誤	児童福祉法の規定による保育士試験の実施に関する事務を行わせる者の指定 ()

(子育て支援課)

平成十六年四月十六日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています